

2.4.2 日本建築学会国際交流振興基金運営規程

1989年 3月15日理事会決

1991年10月15日理事会改正 イ)

2012年11月15日理事会改正 ロ)

第1条（管理・運営） 日本建築学会国際交流振興基金（以下「交流基金」という）は、国際委員会が理事会からの委託を受けて、管理・運営にあたる。 イ) ロ)

第2条（目的） 交流基金は、日本建築学会国際交流基金規程第4条に定める事業の経費援助を行う。 ロ)

第3条（被援助者） 交流基金の被援助者は、原則として以下の通りとする。 イ)

(1) 本会の委員会および支部 ロ)

(2) 本会会員 ロ)

(3) 国際委員会が必要と認めた外国の団体および個人 イ) ロ)

第4条（対象事業・事業費の決定） 対象事業および事業費は、国際委員会が決定し、理事会の承認を経て当該関係委員会に付託する。 ロ)

第5条（報告） 事業を付託された委員会は、事業の終了後、速やかにその成果を国際委員会に報告する。 ロ)

2. 国際委員会は、上記の報告を受けたのち、速やかに理事会に報告する。 ロ)

第6条（援助総額） 交流基金からの年間援助総額は、原則として基金の果実額以下とする。 ロ)

第7条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 ロ)

附 則 1. この規程は1992年1月1日より施行する。 イ)

2. この規程は2012年11月15日より施行する。 ロ)